

綾瀬市告示第 19 号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

綾瀬市長 笠 間 城 治 郎

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

綾瀬市の区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域として定められた区域を除いた区域（以下、「指定地域」という。）

2 指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から午前 6 時まで
区域の区分			
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

- 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第 1 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用
地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高
層住居専用地域として定められた区域
 - (2) 第 2 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第
二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用
途地域として定められた区域以外の地域
 - (3) 第 3 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業
地域及び準工業地域として定められた区域
 - (4) 第 4 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域として定め
られた区域
- 2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更（平成 2 4 年 4 月 1 日以後に
おける変更に限る。）により、当該一の特定工場等に適用される騒音の規制基
準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の特定工
場等については、当該変更の日から 3 年間は、当該変更がなかったものとみな
して規制基準を適用する。